

## 概要

### 1 事業の趣旨

令和8年度ふくしま DESTINATION キャンペーン開催を契機とした本県へのさらなる誘客促進を目的とし、観光コンテンツの開発や販路開拓、情報発信等に関する市町村の特別企画を実施する県内の観光関連事業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、福島県観光関連事業者等誘客促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）を福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で交付するもの。

### 2 補助事業の内容

補助対象事業	1 観光コンテンツの造成に係る事業	2 販路基盤整備・プロモーションに係る事業
内容	地域に根差したツアー、体験、イベント等の観光コンテンツを新たに造成すること又は、既に造成・販売されている観光コンテンツをさらに深化・改善すること。  (例:指導又は助言等を行う専門家に対する謝金など)	地域に根差した観光コンテンツのPR活動、イベントの周知、予約システムの構築などを通じて、観光地の魅力を最大化し、観光消費拡大を図ること。  (例: SNS や自社ホームページ、OTA等を活用した情報発信に係る委託など)
補助対象者	福島県内に本社又は事業所が所在する観光関連事業者等	
補助対象経費	報償費、人件費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託料、旅費（専門家派遣に対する旅費のみ）、その他補助事業に必要な経費として知事が認めた経費	
補助額	補助対象経費の10/10以内 ※ 補助上限額は2,000千円とする。（申請は千円単位とする。）	

#### <補助対象経費>

経費区分	内容
1 報償費	研修会やセミナー等の開催において、専門家等に対する謝金
2 人件費	イベントの準備や当日の運営を行うために必要なアルバイト等を雇用するために要する経費
3 消耗品費	事業実施に直接必要な文房具、紙類、その他短期間で使用する物品の購入経費

4 燃料費	事業実施のために使用するガソリン、灯油、軽油などの燃料経費
5 印刷製本費	パンフレット、ポスター、チラシ、報告書等の印刷・製本にかかる経費
6 通信運搬費	郵送費、宅配使料金、インターネット通信費、電話料金など、事業遂行に必要な通信・運搬に関する経費
7 使用料及び賃借料	事業の実施に必要な施設や機器のレンタル費用、会場使用料などの経費
8 委託料	観光資源の磨き上げや各種イベントの企画に係る経費 会場設営、イベントの運営や警備、音響設備などイベント開催に必要な業務に係る経費
9 旅費	専門家を派遣する際に必要な交通費及び宿泊費（一般職員の出張費等は含まれない）

### 3 予算（県全体）

予算額：70,000千円

※観光客入込者数、商工行政費、市町村数を基本として、各地方振興局に配分